

令和6年度 第2回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時:令和6年7月12日(金)13時00分～14時50分

場 所:江別市民会館 32号

出席委員:8名

藤本直樹(委員長)、星優子(副委員長)、石垣巧、小内純子、工藤多希子、
成田騎信、中井和夫、本間燦爾

欠席委員:0名

事務局:5名

近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、
中住市民生活課市民協働担当参事、工藤市民生活課市民協働担当主査、
佐藤市民生活課市民協働担当主事

傍聴者:2名

- 次 第:
- 1 開会
 - 2 議事
各章・各条項の現状評価と課題について
 - 3 その他
 - 4 閉会

開 会 前	事務局より資料の確認及び傍聴者入場
藤本委員長	<p>令和6年度第2回江別市自治基本条例検討委員会を開会します。 はじめに、各委員にご協力をお願いいたします。 当委員会の審議は、議事録作成のため録音しておりますが、正確な作成のため、発言の際は挙手のうえ、1人ずつ発言するよう配慮願います。 議事に入る前に、令和6年5月10日開催の第1回委員会で検討した「自治基本条例アンケート」について、事務局から報告願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>参考資料6「自治基本条例アンケート」をご覧ください。 5月に開催した第1回委員会におけるご意見を踏まえ、委員長と事務局とで調整した確定版です。 第1回委員会で提示した「案」からの変更点を説明いたします。 1点目は、レイアウトを見直しました。 8ページをご覧ください。 「案」では、設問ごとに記載していた自治基本条例の抜粋をアンケート用紙の最終ページにまとめました。 2ページにお戻りください。 標題をページの先頭に置いて、区切りが明確になるようにしました。 同様に4ページ、6ページ、7ページの標題を、ページの先頭に置きました。 1ページにお戻りください。 2点目は、アンケート冒頭の枠内の説明について、「表現を柔らかく」、また、「回答にかかる時間を記載した方がいい」との意見を受け、文面を見直し、回答時間の目安を記載しました。 2ページをご覧ください。 3点目は、問7の設問の冒頭に「自治基本条例(第24条5項)に基づき」と記載し、ここから市民参加に関する設問に切り替わったことが明確になるようにしました。 3ページをご覧ください。 問14の(2)の選択肢は、「案」では8つでしたが、他の設問と重複していた、「簡単に意見を出せるようにする」という選択肢を削除して、記載の7つとしました。 4ページをご覧ください。 一番下の問19の選択肢は、「案」では9つでしたが、「7. 家族の協力や理解」を加えて10の選択肢としました。 こうした見直しを行い、確定させたアンケートは5月27日、18歳以上の市内在住者から無作為抽出した1,500人に郵送しました。 回答は、6月21日の締め切り時点で、553人、回答率では36.9%となっており、令和2年度に実施した同様のアンケートに対し、1.3ポイントのプラスとなりました。 アンケート結果は、現在、集計を進めており、第3回委員会に資料として提示する予定です。</p>
藤本委員長	ただいまの報告について、質問、意見等ありますか。
石垣委員	アンケートの回答数 553人について、郵送とWEBの比率はどのくらいですか。
事務局 (工藤主査)	WEB 回答が120人程度、そのほかは郵送の回答です。

藤本委員長	<p>回収率は、前回(令和2年度)から1.3ポイントのプラスということで、市民から比較的高い関心が寄せられたものと考えます。</p> <p>第1回委員会では、アンケート調査票の修正を一任いただいたところですが、事務局からは、末尾に関係条文をまとめたA案、アンケートの項目に合わせて関係条文を配置したB案、2パターンのレイアウトの提案があり、検討の結果、これまで前例が少なく、チャレンジにはなるが、試みを兼ねてA案を採用し、参考資料6のとおり整理しました。</p> <p>そのほか、質問、意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>それでは、「次第」2の「議事」各章・各条項の現状評価と課題に入ります。</p> <p>5月に開催した第1回委員会では、自治基本条例の全ての条項・条文について、関連する施策の評価とともに、見直しの必要性を1条ずつ検討する形で進めることを確認しています。</p> <p>本日は、「前文」、第1章「総則」、第2章「市民」、第3章「議会及び議員」、第4章「市長及び職員」、条項でいうと、前文から第12条までを検討したいと思います。</p> <p>(異議なし)</p>
藤本委員長	<p>議論によっては、予定までたどり着かないかもしれません。</p> <p>その場合は、次回に持ち越して、本日の続きから議論を進めたいと思います。</p> <p>また、本日の委員会で意見がなかった条項についても、後で気づいた点があれば、次回以降の委員会で随時意見をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、「前文」について、説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>はじめに、資料の概要について説明いたします。</p> <p>検討資料1と記載している資料をご覧ください。当委員会において、自治基本条例を条項ごとに検討することを想定してとりまとめたものです。</p> <p>資料の構成ですが、一例として5ページをご覧ください。</p> <p>5ページは、第2章 第7条についてまとめたものですが、一番上の欄には「条文」を記載、次の欄には、令和2年度に設置した検討委員会から令和3年9月に提出された提言の内容を、その下の欄には、提言を踏まえた市の取組や直接提言と関係はないものの、条文には関連する市の取組を記載しています。</p> <p>その下には、先ほど、参考資料6として報告したアンケートの関連項目及び、令和3年9月の提言を踏まえた市の取組に対する市の評価を記載。</p> <p>一番下はメモ欄とし、1条ごとに1ページを基本としています。</p> <p>また、中段の主な取組事例の欄に、1-1、1-2と記載していますが、ここで、右肩に1-1と記載してある資料をご覧ください。</p> <p>これは、検討資料1の参考として用意した別添資料です。</p> <p>事務局からの説明は、検討資料1に沿った説明を基本とし、その中で参照することがあれば、1-1、1-2などの別添資料に触れる形で進めてまいります。</p> <p>それでは、検討資料1の1ページをご覧ください。</p> <p>1ページは、前文について取りまとめたものです。</p> <p>前文は、制定に当たっての背景、目的、基本理念、基本原則など、条例の趣旨を明らかにするとともに、自然、歴史、伝統及び文化を未来の世代へ引き継ぎ、人中心のまちづくりを進めていく決意を表現しています。</p> <p>前段は江別市の歴史を、後段は自治の主役としての市民の立場を明確にし、江別市</p>

	<p>の最高規範として、条例が目指す理想を記しています。</p> <p>前文に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はなく、主な取組事例及び関連するアンケートもありません。</p>
藤本委員長	<p>事務局から説明がありましたが、検討資料1及び参考資料1「江別市自治基本条例 条文と解説」を見比べて、確認しながら、意見をいただきたいと思います。</p> <p>前文に関して、参考資料1「条文と解説」では、2ページから3ページに解説やポイントが掲載されています。この内容を踏まえて、意見、質問等ありますか。</p>
中井委員	<p>前文については、自治基本条例の制定に向けた検討が行われた当時、様々な議論があり、最終的に、江別市民憲章を基にして、現在の形になった経過があります。</p> <p>自治基本条例制定に向けた検討を始めてから20年、制定されてから15年が経過し、情勢が大きく変わっているのではないかと思います。</p> <p>特に、制定時点では、「江別市は限りなく発展する」という発想で前文を作成していますが、第7次総合計画のときにも検討されているように、現在の焦点は、「持続可能な江別」と考えが変わってきています。</p> <p>前文を改正するかどうか別にしても、「持続可能な江別」という考えを踏まえた検討を行うべきだと思います。</p>
藤本委員長	<p>自治基本条例制定時から関わっていた中井委員から、当時の状況や、今後に向けた考えについての意見がありました。</p> <p>5月に開催した第1回委員会の際も述べましたが、本委員会として、最終的に意見を取りまとめる場合、大きく3つの方向性があると捉えています。</p> <p>1つ目は、条例そのものを見直すこと。</p> <p>2つ目は、条例を見直す必要はないけれど、「江別市自治基本条例 条文と解説」あるいはパンフレット・リーフレットの説明の中で、情勢変化などを踏まえた修正を行うこと。</p> <p>3つ目は、資料を変更する必要はないけれど、行政の取組に反映すること。以上の3つの方向性が考えられます。</p> <p>中井委員の発言は、必ずしも前文の修正が必要という意見ではなかったと受けとめますが、時代背景、あるいは江別市の今後を意識した議論を進めていくことは必要と考えます。</p> <p>中井委員、意見として受けとめるということで、よろしいですか。</p>
中井委員	はい。
藤本委員長	<p>そのほか、質問・意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>前文については、条文の修正の必要等について、現段階では踏み込んだ意見はないと確認しました。</p> <p>次に、第1章「総則」の検討に移ります。事務局から説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>第1章「総則」について説明します。</p> <p>第1章では、条例に共通して適用される基本的な事項を規定しており、検討資料1の2ページは、第1条から第4条について取りまとめたものです。</p> <p>第1条は、条例を制定する目的について、第2条は、本条例で用いる用語の意義に</p>

	<p>ついて、第3条は、まちづくりへの参加と協働を通じて、市民自らが主体となって考え行動することが市民自治の基本理念であること、第4条は、市民自治の基本原則として3つの原則を、それぞれ規定しています。</p> <p>第1条から第4条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はなく、主な取組事例及び関連するアンケートもありません。</p> <p>検討資料1の3ページをご覧ください。</p> <p>第5条について、取りまとめたもので、条文では、自治基本条例が、江別市の自治の基本を定める最高規範としての位置付けであることを定めています。</p> <p>令和3年9月の提言では、「自治基本条例がまちづくりにおける最高規範として存在し、その下に市民参加条例のほか、多くの条例や規則があることについて、体系図などにより、わかりやすく説明すべき」との意見をいただきました。</p> <p>主な取組事例ですが、第1回委員会で配布した、参考資料1「条文と解説」の1ページをご覧ください。</p> <p>提言を受けて、1ページ冒頭にある「はじめに」を加えたほか、「法的位置付け」の図表を新たに追加しました。</p> <p>検討資料1の3ページにお戻りください。</p> <p>第5条に関わるアンケート項目はありません。</p> <p>市の自己評価としては、自治基本条例が、まちづくりにおける最高規範であるという啓発は、継続していく必要があると考えます。</p>
藤本委員長	<p>第1条から第5条まで説明がありましたので、検討資料1に沿って確認していきたいと思えます。</p> <p>まず、第1条から第4条について、検討資料1の2ページ、また、参考資料1「条文と解説」の4ページから5ページの【解説】を踏まえて、質問や意見等ありますか。</p>
小内委員	<p>第4条「市民自治の基本原則」の3つの基本原則ですが(1)情報共有の原則(2)市民参加・協働の原則(3)信託と責任の原則の順となっています。</p> <p>この順番について、私としては、(2)市民参加・協働の原則が一番先になるイメージがありますが、(1)情報共有の原則が最初となったのは、自治基本条例制定過程の中で何か議論があったのでしょうか。</p>
藤本委員長	<p>前回(令和2年度)の検討委員会では、3つの基本原則の順番について意見や指摘はなかったと記憶しています。</p> <p>成田委員、いかがですか。</p>
成田委員	<p>委員長と同様に、(令和2年度の検討委員会では)順番についての議論はなかったと思えます。</p>
藤本委員長	<p>小内委員が(2)市民参加・協働の原則が最初にくると感じた理由は何ですか。</p>
小内委員	<p>3つの基本原則の(1)から(3)が重要な順とするなら、(2)市民参加・協働の原則があって、そこで情報共有が行われるイメージがあったので、違和感がありました。この順番が重要度によらないのであれば、特に問題はないと思えます。</p>
藤本委員長	<p>法律の専門家ではないので、厳密な答えになっていないと思えますが、(1)は具体的な行動を示していると考えます。</p> <p>(2)(3)は、理念や考え方の話なので、具体的な行動を先にしたとも考えられます。行動を先に明記するのか、重要度の高い項目を先に記載するか、判断は難しいところ</p>

<p>成田委員</p>	<p>ですが、成田委員、意見ありますか。</p> <p>小内委員の意見を聞いて、改めて条文を見ると(2)市民参加・協働の原則が最初に記載されていてもいいと思いました。</p> <p>自治基本条例では、市民参加・協働の原則が主役的になると思うので、(2)が一番に記載されてもいいかと思います。</p> <p>一方で、これもまた人によって感じ方は違うと思いますが、(1)情報共有の原則も重要なことで、それを1番目に持ってくる考え方もあると思うので、難しいところだと思います。</p> <p>法律の作り方として、「こうすべき」というものではないと思います。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>そのほか、第4条について意見等ありませんか。</p>
<p>中井委員</p>	<p>自治基本条例の策定していた当時は、直前に地方自治法の大幅な改正があったことから、「市民自治の基本原則」について改めて確認する形で条例を制定したいという議論を踏まえたうえで、第4条を定めたと記憶しています。</p> <p>第4条の順番はこのままでいいと思います。</p> <p>第2条の「定義」についても、当時、市民懇話会において、条例策定に向けた議論に相当の時間を費やしたと記憶しています。</p> <p>このような背景があって第1章「総則」に第1条から第4条までが記載されているということを理解したうえで議論する必要があります。</p> <p>前回(令和2年度)の検討委員会で第1章について特に触れていないことに違和感を覚えます。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>第2条「定義」については、前回(令和2年度)の検討委員会の時にもしっかりと議論しました。</p> <p>特に「市民」の定義について、市内に住所を有する者に加えて、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体を自治基本条例では、「市民」として位置付けていることを確認しました。</p> <p>中井委員に申し上げたいのは、前回(令和2年度)の検討委員会において、第1条から第4条まで何も触れなかったことはなく、様々な意見・質問が交わされ、委員各位が理解、納得した結果、提言に盛り込まれなかったものと捉えています。</p> <p>そのほか第1条から第4条について質問・意見等ありませんか。</p>
<p>事務局 (中住参事)</p>	<p>第4条各項の順番ですが、第3条「市民自治の基本理念」では、「市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し」とあり、そのあとに、「自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら」と続いています。この第3条の条文に沿って、第4条の規定になっているのではないかと考えます。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>第3条「市民自治の基本理念」から、次の第4条「市民自治の基本原則」へつながると捉えると、第3条「市民自治の基本理念」の条文に沿って、第4条各項の順になったのではないかとのことです。</p> <p>第3条の表現や流れを受けて、第4条で具体的に記したと考えると自然であると理解できますので、委員各位が納得できるのであれば、このような解釈で第1項から第3項の順番になったという委員会の理解でよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>

藤本委員長	<p>それでは、第1条から第4条までの検討を終了します。 時間を置いて熟慮した結果、意見が出てきた場合は、再度、発言願います。 次に3ページの第5条「この条例の位置付け」について、意見等ありますか。</p>
星副委員長	<p>参考資料1の1ページに、令和3年9月の提言を受けて改訂した体系図が掲載されています。</p> <p>1ページ冒頭の「はじめに」には、自治基本条例は「江別市の自治の基本を定める最高規範」と記載されているので、体系図の中心にある江別市自治基本条例の記載枠にも、括弧書きや注釈で最高規範と記載したほうがわかりやすいと思います。</p>
藤本委員長	<p>参考資料1「条文と解説」1ページ「この条例の法的位置付け」に掲載の体系図について、自治基本条例が、最高規範であることを強調するために、江別市自治基本条例の記載枠のすぐ下に、例えば、括弧書きで、最高規範、もしくは注釈で最高規範というような、語句を加えてはどうかという意見でした。</p> <p>他の委員は、どのように考えますか。</p>
小内委員	<p>意見のとおり、中央部の江別市自治基本条例の枠の近くに最高規範と記載することもいいと思います。</p> <p>そのほか、図のレイアウトですが、江別市自治基本条例の周りに放射状に6つの条例の枠が掲載されていますが、これらの6つの条例を自治基本条例の下に置くことで、自治基本条例が最高規範であることを視覚的に示すこともできると思います。</p>
藤本委員長	<p>体系図について、江別市自治基本条例の枠に最高規範と記載することでもいいし、6つの条例の枠の上に配置することで、最高規範ということが伝わりやすいのという意見ですか。</p>
小内委員	はい。
藤本委員長	石垣委員、意見等ありますか。
石垣委員	私も同じ意見で視覚的にもわかりやすいのがいいと思います。
藤本委員長	<p>内容というよりも、レイアウトの変更で伝わりやすくすることも有効と考えます。</p> <p>そのほか、第5条に関して意見や質問等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>ここで一旦、第5条は区切りたいと思いますが、「条文と解説」1ページの体系図に工夫が必要という指摘を踏まえ、どのように修正するか確認しておきたいと思います。</p> <p>小内委員の意見では、地方自治法の枠の下図は、現在の放射状ではなく、江別市自治基本条例という枠を上にして、その下に6つの条例枠を配置するレイアウトとする方向性でよろしいか。</p> <p>そのほか、江別市自治基本条例の枠内に、最高規範という表記を盛り込むことについてどうでしょうか。</p>
星副委員長	最高規範という言葉を盛り込んでほしいと思います。
成田委員	最高規範の書き方ですが、日本国憲法が法体系のトップにあるので、江別市自治基

藤本委員長	<p>本条例の枠に「最高規範」とだけ書くと、誤解を与えたいと思います。 したがって、表現の仕方としては、「江別市の自治の基本を定める最高規範」などと少し長くなりますが、工夫が必要だと思います。</p> <p>確かに法律的な最上位は日本国憲法なので、誤解や混乱を招かないよう、自治基本条例第5条にある、江別市の自治の基本を定める中での最高規範という表現は必要かもしれません。</p> <p>その場合、体系図の枠の中では、表現しづらい、文字数が多い、といった問題があれば、枠の外に注釈注記という形がいいかもしれません。</p> <p>こうしたことを踏まえた見直し案を作成して、わかりやすさや誤解のなさ等を確認した上で、判断することとしてよろしいか。</p>
星副委員長	はい。
藤本委員長	そのほか、意見等ありますか。
本間委員	<p>体系図のレイアウトに関して、これまでの意見をまとめると、図の上から日本国憲法、地方自治法があって、3番目に江別の自治基本条例が来て、その下に放射状にその他の条例が配置される形になると思いますが、憲法と法律から見た「江別市自治基本条例の位置付け」と、江別の条例から見た「江別市自治基本条例の位置付け」がわかるように、2つに分けて表した方が見やすいと思います。</p>
藤本委員長	<p>体系図において伝えたいことや、自治基本条例の位置付けのニュアンスが、日本国憲法や法律との関係と、江別市の条例間での位置付けでは、少し異なるので図を分けるという考え方は納得できます。</p> <p>一方で、現在の体系図は、1ページに収まる(一瞥できる)中で、上に日本国憲法を置いて、次に、地方自治法、その次に江別市自治本条例、一番下には、条令に基づく規則・要綱の枠を置いて、上から下に流れるような形とすることで、法体系をイメージさせるつくりとなっており、これを分けた場合、見やすいかどうかは、試してみないと確認できない面もあるので、本間委員の意見も念頭に置きながら、図のレイアウトに関して工夫を図りたいと思います。</p>
藤本委員長	<p>そのほか何かありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>それでは、第5条を終了します。</p> <p>次に第2章「市民」の検討に移ります。事務局から説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>第2章では、市民の権利や責務、さらに、事業者の責務について規定しており、検討資料1の4ページでは第6条について取りまとめています。</p> <p>条文は、市民の権利として、政策の立案、実施、評価などをはじめとした市政について、知る権利や参加する権利があることを規定しています。</p> <p>第6条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はなく、主な取組事例及び関連するアンケートもありません。</p> <p>なお、第6条に関連した具体的な取組については、後日、第6章(情報共有の推進)及び第7章(市民参加・協働の推進)の検討において審議いただくことを予定しています。</p>

<p>藤本委員長</p>	<p>検討資料1の5ページをご覧ください。</p> <p>第7条の条文では、市民の責務として、まちづくりの主体として、相互に自主性や自立性、権利を尊重し、協力しながらまちづくりの推進に努めるとともに、まちづくりの参加にあたり、発言と行動に責任を持つものと規定しています。</p> <p>令和3年9月の提言では、「自らの発言及び行動に責任を持つ」との表記が、厳しい印象を与え、まちづくりの参加に対するハードルを上げてしまうことも危惧されるため、解説やリーフレット等で柔らかい言葉で説明するなどの工夫が必要との提言を受けました。</p> <p>提言に対する主な取組事例として解説書の改訂を行いました。</p> <p>別添資料1-1をご覧ください。参考資料1「条文と解説」の一部を、改訂前と改定後で対比できるように調製したものです。</p> <p>中段にある解説の上から3行目「自分の発言と行動に責任を持つこととしています」としていた表記を令和4年3月に、下線部の「自らの言動に誠実さを欠くことのないよう心がけることが求められます。」と改訂しました。</p> <p>別添資料1-2をご覧ください。</p> <p>上段のリーフレットは、令和3年9月以前に作成したもので、市民参加のページに、市民の責務の記載はありませんでしたが、令和4年3月、また、令和5年3月に作成したリーフレット及びパンフレットでは、市民の責務に関する記載欄を設けています。</p> <p>検討資料1の5ページにお戻りください。</p> <p>中段に記載の「その他の取組事例」としては、まちづくりアンケート等各種調査への回答や出前講座の利用による情報の取得など、市民のまちづくり参加につながる取組を行っています。</p> <p>第7条に関するアンケート項目はありません。</p> <p>市の自己評価としては、改訂した解説書やリーフレット等を活用して、引き続き周知を継続する必要があると考えています。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>第8条の条文では、事業者の責務として、事業者が地域社会を構成する市民の一員として、期待される役割を規定しています。</p> <p>第8条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はありません。</p> <p>第8条に関する「主な取組事例」ですが、別添資料1-3をご覧ください。</p> <p>市と市内郵便局の間で締結した、住民サービスの向上にかかる包括的連携に関する協定です。だれもが安心して快適にらせるまちづくり、選ばれるまちづくりの推進を目標としています。</p> <p>別添資料1-4をご覧ください。</p> <p>災害時における協定を締結した企業等一覧です。</p> <p>令和5年度末までに、市と他の自治体や関係機関と締結した協定は5件、民間企業や民間団体と締結した協定は71件となっています。災害時には、物資の供給だけでなく、防災活動に関する協力や福祉避難所の設置運営など様々な協力を行うことを目的としています。</p> <p>検討資料1の6ページにお戻りください。</p> <p>第8条に関するアンケート項目、市の自己評価はありません。</p> <p>第2章 第6条から第8条まで説明がありましたが、検討資料1に沿って1ページごとに確認していきます。</p> <p>検討資料1の4ページ 第6条「市民の権利」について、参考資料1「条文と解説」7ページも参照のうえ、意見等ありますか。</p>
--------------	--

中井委員	市民の権利として知る権利を有するという条項は非常に重要と思います。 自治基本条例に条項が明記されたことで、情報公開の取組が進んだように思います。
藤本委員長	そのほか第6条に関しまして意見・質問等ありませんか。 (なし)
藤本委員長	それでは、第6条を終了します。 次に検討資料1の5ページ第7条「市民の責務」について、参考資料1「条文と解説」7ページなども参照のうえ、意見等ありますか。
石垣委員	「条文と解説」のうち、【解説】の下から3行目、「地方分権の時代を迎え、各自治体は」とありますが、ここだけ主語が「各自治体」となっています。 【解説】は、市民の責務が主題であり、文頭から「市民」が主語となっていますが、下から3行目の一文のみ、「各自治体」が主語になっていて違和感があります。
藤本委員長	各委員はどう感じますか。 私からも、「こうすれば」という解決策は、即座に提案しにくいですが、書いてある内容は、特におかしいことではないと思います。 例えば、「各自治体が地域の実情に合ったまちづくりを進めていくことを前提に、市民一人ひとりが市政に関心を持ち」のように、各自治体を主語としないで社会情勢の1つとしてつなげた場合だと、違和感は和らぐでしょうか。 何か意見ありますか。
小内委員	解説文から「各自治体は」を削除しても意味は通じると思います。 その後の文章が重要と思います。
藤本委員長	「各自治体は、」と明記せず、むしろ、これを除いたほうがシンプルで伝わりやすいかもしれません。 中井委員は、意見等ありますか。
中井委員	小内委員と同じ考えです。
藤本委員長	工藤委員は、今の意見についてどうお考えですか。
工藤委員	まちづくりを進めていく中で、「各自治体が」という言葉があっても特に問題ないと思います。 この文章に続いて、「市民一人ひとりが市政に関心を持ち、」という言葉もあることから、「まちづくりを進めていかなければなりません。」という言葉を「まちづくりを進めていくことを前提に」と変えれば良いと考えます。
藤本委員長	「各自治体は、」という言葉を取って、シンプルな書き方でもいいでしょうし、もしくは、市民の責務の解説が、行政の責務として捉えられないように、「まちづくりを進めていくことを前提に」のように語尾を変えることでよいかもしれません。 本間委員はどのように感じましたか。

本間委員	<p>「各自治体は」という記述は、そのままでもいいと思います。</p> <p>江別だけじゃなく他の自治体もある中で、「地域の実情に合ったまちづくりを頑張らなければならない」という、自治体の責務を表すことでいいと思いますし、それを前提とした上で「市民一人ひとりが」ということにつながると思います。</p> <p>「市民一人ひとりが、」の前に例えば、「そのため」のような接続詞をつけて、その前の文章とつながりができ、前の文章があるから、「市民一人ひとりが頑張らなければいけない」という、つながりを持たせる文章にすれば、「各自治体は、」という記述があっても、そこまで違和感はないと思います。</p>
藤本委員長	<p>これまでの意見を集約すると、「条文と解説」7ページ下段の文章について、修正を加える必要がありそうです。</p> <p>その場合、「各自治体は、」という主語を除く方法か、もしくは、「各自治体は、」から始める文章と、「市民一人ひとりが」で始まる文章の接続方法を工夫する方法か、2つの選択になりそうです。</p> <p>成田委員は、第7条の【解説】についてどう感じましたか。</p>
成田委員	<p>石垣委員と同様で、第7条は「市民の責務」という条文のテーマなので、「各自治体は、」という書き方は、構造として違和感はあると思います。</p>
藤本委員長	<p>副委員長はどのように考えますか。</p>
星副委員長	<p>例えば、「市民一人ひとりが～」という文章を先に持ってきて、「地方分権の時代を～」という文章を、その後ろに持ってきてはどうでしょうか。また、地方分権という言葉は、少し古いと思いますので、「各自治体と協力し合い」というような言葉でまとめてみてはどうでしょうか。</p>
藤本委員長	<p>第7条の見出しは、「市民の責務」なので、「各自治体は、」という表現を目立たなくして、誤解を招かないようにする工夫は、あってもいいと思います。</p> <p>また、副委員長の意見にあった、市民が主役にするという意味で、この段落の最後の記載してある結論を先に持ってきて、説明になるような修飾語は、後ろに持ってくるという順番を入れ替えることも可能だと思います。</p> <p>この場で、具体的に何をどう変えるかまで一言一句決めることは、時間の都合上、難しいと思いますので、当委員会の最終的な取りまとめまでに、文案を策定して意見を集約したいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤本委員長	<p>そのほか、第7条に関して意見はありますか。</p>
中井委員	<p>令和3年9月の提言にあった、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という表現が、まちづくりに参加することに対してハードルを上げてしまうということについては、そのとおりだと思います。</p> <p>参考資料1「条文と解説」では、まちづくりに参加することに対する表現を和らげているものと一定の評価ができます。</p> <p>市民参加の経験者として、具体的な事例をあげますと、審議会の募集にあたり、資格者や経験者を求めている場合があり、一般市民の公募にそのような条件をつけるのはいかがなものと思います。</p> <p>こうしたことは、令和3年9月の提言が、市の取組に生かされていないと指摘せざるを</p>

<p>藤本委員長</p>	<p>得ないと思いますし、市民参加について、しっかりチェックしてほしいと思います。</p> <p>中井委員としては、第7条に関して「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という表現は、ハードルを上げてしまうということは、同意されているわけですね。</p> <p>前回(令和2年度)の検討委員会では、条文そのものを変えるか、それともそのままでもいいかという意見が出ましたが、結論としては、「条文を変える必要まではない」となったと記憶しています。</p> <p>その理由として、市民は、自らの発言や行動に、無責任でも自分勝手でもいいわけではなく、ある程度の責任を意識する必要があるので、第7条の「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」規定を削除すると、市民の責務とは、何でもよくなってしまふかもしれないから、削除したり、変えることはしないという結論に至ったと記憶しています。</p> <p>その上で、このハードルが上がってしまうという懸念を和らげるため、事務局から説明があったように、「条文と解説」の表現を見直す流れとなりました。</p> <p>この流れについて、中井委員は同意されているという理解でよろしいか。</p>
<p>中井委員</p>	<p>「条文と解説」で表現を工夫した点については、同意しています。</p> <p>先ほどの発言は、行政の対応として、特に市民公募の際には留意してほしいという趣旨です。</p> <p>市民が自らの発言及び行動に責任を持つということは理解できますが、しっかりとした意見と行動がなければ、参加できないと受け取れるような表現は、市民公募の際には、もっと工夫してほしいと思います。</p> <p>それから、現在は、市のほとんどの部局で市民公募がありますが、可能なかぎり市民公募の枠を確保することを徹底してほしいと考えます。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>市の取組については、他の項目、あるいは「条文と解説」にどう盛り込んでいくかということもあります。また、江別市のまちづくりの最高規範である自治基本条例の条文や解説が修正になれば、他の条例や市の取組に反映されていくものと理解しています。</p> <p>そのほか、第7条についてありますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>それでは、第7条を終了します。</p> <p>次に検討資料1の6ページ、第8条「事業者の責務」について、参考資料1「条文と解説」の8ページも含めて、意見等がありますか。</p>
<p>中井委員</p>	<p>第8条に関連して、いろいろな事業者との取組があると事務局から説明がありましたが、事業者の範囲を狭く見ているのではないかと思います。</p> <p>自治基本条例制定後、市民活動団体や環境団体、介護、医療、交通については大きく変わっていると思います。</p> <p>それにもかかわらず、防災対策の協定に集約されているのは、納得できません。</p> <p>事業者が、狭義の意味でしか捉えられていないため、もっと範囲を明確すべきと思います。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>第8条に規定する事業者の捉え方が、民間企業等に限定されるような捉え方になっているのではないかと、という指摘と受けとめました。</p> <p>ただ、事務局の説明にあった災害時の協定については、あくまで1例としての紹介とのことでしたので、自治基本条例の対象が防災の協定に限定しているということでは</p>

	<p>ないと思います。その点は理解いただきたいと思います。</p>
中井委員	<p>理解しています。</p>
藤本委員長	<p>事務局として、自治基本条例に規定する事業者をどのように捉えているかについて、明確な答えは難しいかもしれませんが、何かありますか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>事業者については、参考資料1「条文と解説」4ページ、第2条の【解説】(1)記載のとおり、民間事業者だけではなく、「学校法人や社会福祉法人などの公益法人も含まれるもの」と認識しています。</p> <p>先ほど、別添資料1-4で説明した事例が防災対策に偏っているのご指摘ですが、災害時の協力は、様々な団体が関わっているため、一覧としてわかりやすいと思い、提示したものです。</p> <p>そのほかの取組としては、市内の4大学の協力により、市民向けに生涯学習を深めていく、江別市民カレッジもあります。</p> <p>事務局としては、事業者の範囲を幅広に捉えて、様々な場面でまちづくりに協力いただいていると考えています。</p>
藤本委員長	<p>第8条でいう事業者が、法人格を有する団体なのか、それとも、任意の団体、例えば自治会やまちづくり団体を含めているのかは、読み手や捉え方によって判断が分かれるのかもしれませんが。</p> <p>参考資料1「条文と解説」の8ページの【解説】の最後の段落には、「株式会社などの営利法人だけではなく、学校法人や、社会福祉法人などの公益法人も含まれます」と記載されていますが、自治会や、任意のまちづくり団体、あるいは、商店街まで含めた事業者なのか。第8条では、そこまでは含めていないのか、指摘を受けると曖昧に感じてきました。</p> <p>ほかの委員から、意見等ありますか。</p>
小内委員	<p>参考資料1「条文と解説」4ページに第2条「市民の定義」が掲載されています。第1項では、市民の定義として、「市内に住所を有するもの、もしくは学ぶ者」と、人についての記載があり、これに続いて、「市内の事業活動、その他の活動を行う者、もしくは団体」となっています。</p> <p>第8条では、ここから事業者だけを取り上げており、この点は不思議に感じていました。</p> <p>第7条で「市民の責務」について定めているので、「事業者の責務」について、あえて特別に触れているのですね。</p>
藤本委員長	<p>自治基本条例が策定された時代背景を考えると、企業等の社会的責任(CSR)が議論され始めた時期だったのではないかと想像します。</p> <p>こうした時代背景から、条項を設けて、事業者も責務を持つことに触れているように見受けられます。</p>
小内委員	<p>事業者も、「市民」の定義に入るという認識でいいですね。</p> <p>その上で、とりわけ事業者だけは、その重要性に触れたということはわかりますが、ボランティア団体や市民活動団体は触れないのかという疑問があります。</p>
藤本委員長	<p>その点については、第7条の広義の意味で、つまり「市民」でカバーしているようにも見受けられます。</p>

	とりわけ事業者について、特別に触れたものが第8条のように受け取れます。
中井委員	市民活動団体等の部分については、「市民」に寄った形として理解できますが、介護、医療、交通などの事業者に対して、もっと責務を呼びかけるべきと考えます。
藤本委員長	<p>第8条に規定される事業者の中には、そのような介護、医療、福祉といった法人も含まれていると思います。</p> <p>そのことが、参考資料1「条文と解説」の中で伝わりにくいとしたり、言葉を補足した方がいいのかなと受けとめます。</p> <p>第8条は、意見・提案を表明しにくく、判断の難しい内容かもしれませんが、ただいまの議論から、自治基本条例から、第8条「事業者の責務」を、無くしていいかというところ、「条文と解説」記載されているような、事業者の地域貢献の意義といったことを伝えられる条項が無くなって、支障を来すようにも感じます。</p> <p>一方で、事業者について、特別に条項を設けて内容を伝える上では、その捉え方は幅広い方がいいのか、限定的な方がいいのかを含めて、解説文の書き方は工夫の余地が必要と理解します。</p> <p>どのように工夫するかは、今後、事務局にも検討してもらい、第3回以降の委員会、あるいは、提言書をまとめる段階になるかもしれませんが、案を提示してもらって、それを踏まえて、どのような結論とするのか改めて考えていきたいと思っています。</p> <p>当委員会は、市が決めるための結論を出すための委員会ではなくて、あくまでも我々委員が決断をして提言をまとめていく立場にありますので、そのような進め方したいと思います。事務局も含めてよろしいですか。</p>
委員・事務局	(異議なし)
小内委員	<p>修正の希望として、参考資料1「条文と解説」8ページ、第8条の【解説】のうち、下から2行目を、事業者には、学校法人や社会福祉法人のほか、NPO法人のような市民活動団体も含まれるような記載にするといいと思います。</p> <p>今の時代、まちづくりにはNPO法人のような市民活動団体が重要ですので、これを含むように、検討してほしいと思います。</p>
藤本委員長	学校法人、社会福祉法人など、句点で区切っていくつか併記した後に、「等」表記して、幅広くとらえられるような修正であれば、技術的には容易と思いますが、文案として整理する必要があると思いますので、一旦、事務局で検討願います。
事務局 (中住参事)	わかりました。
藤本委員長	第8条は、積み残しはありますが、一旦、終了とします。次に第3章「議会及び議員」の検討に入ります。
事務局 (工藤主査)	<p>第3章について説明します。</p> <p>検討資料1の7ページをご覧ください。</p> <p>第9条の条文では、議会の役割と責務として、市民の意思を政策形成に反映させること、また、市民に開かれた議会運営に努めるものと規定しています。</p> <p>第9条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はありません。</p> <p>次に、第9条に関する「主な取組事例」ですが、別添資料1-5をご覧ください。平成</p>

	<p>25年3月に制定された、江別市議会基本条例の条文と解説です。</p> <p>別添資料1-6をご覧ください。市議会が年4回発行する市議会だよりの例です。</p> <p>別添資料1-7をご覧ください。市議会ホームページのトップページを印刷したものです。会議の日程や会議録、議員名簿などが公表されています。</p> <p>別添資料1-8をご覧ください。市議会が開催する「市民と議会の集い」について、ホームページで周知されている部分を印刷したものです。</p> <p>検討資料1の7ページにお戻りください。</p> <p>第9条に関するアンケート項目、市の自己評価はありません。</p> <p>検討資料1の8ページをご覧ください。</p> <p>第10条では、議員の責務として、市民の信託に応えて、公平、公正かつ誠実に職務を遂行すること、市民の意思を把握し、政策形成に生かすよう努めること、市民への説明、情報提供に努めることなどが規定されています。</p> <p>令和2年度に設置した検討委員会からの提言では、第2条では、広い意味で個人のほか、団体も含めて「市民」と定義している一方、第10条の「市民の信託」という表記は、有権者としての「市民」を指すと解釈でき、条文によって「市民」の定義が統一されておらずわかりにくいと、解説書で説明が必要」との提言を受けました。</p> <p>これを受けて、主な取組事例として「解説書の改訂」を行いました。</p> <p>別添資料1-9をご覧ください。</p> <p>自治基本条例「条文と解説」のうち、第1条にかかる部分の改定前と改定後を対比させたもので、「市民の信託」という表記は、第1条にもあることから、解説に下線部のとおり、「信託」についての説明を加えました。</p> <p>別添資料1-10をご覧ください。</p> <p>同じく、自治基本条例「条文と解説」のうち、第10条に関する改定前と改定後を対比させたものです。下線部のとおり、自治基本条例では、「市民」を江別市に住む人だけでなく、様々な立場の人や法人を広く定義していること。市民の代表である議員は、そうした多様な市民の立場や意見を踏まえ、職務を遂行することが求められると見直しました。</p> <p>検討資料1の8ページにお戻りください。</p> <p>中段の主な取組事例のうち、その他の取組事例は、一般質問における一問一答方式の実施など記載のとおりです。</p> <p>第10条に関するアンケート項目はありません。</p> <p>市の自己評価としては、検討委員会の提言に沿った形で解説書の見直しを行うことができたものと考えています。</p>
藤本委員長	<p>検討資料1に沿って、1ページごとに検討していきたいと思います。</p> <p>7ページの第9条「議会の役割と責務」について、私から質問ですが、事務局の説明では、議会のホームページも開設されているということでしたが、アクセス数などはわかりますか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>ホームページのアクセス数は把握していませんが、本会議の映像をYouTubeで配信しており、時期にもよりますが、数十から数百回となっているようです。</p>
藤本委員長	<p>江別市市議会議員数名のフェイスブックやエックスなどのSNSをフォローしていますが、情報発信を個別に頑張っている方がいる一方で、議会全体としての動きは、自ら情報を受け取りにいかないという面があると認識しています。</p> <p>また、YouTube経由の議会傍聴は、一定の視聴があることもわかりました。</p> <p>各委員から、第9条に関して、意見や質問等ありますか。</p>

中井委員	<p>自治基本条例制定後、「市民と議会の集い」が、活発に行われており、私も参加したことがあります。議員の中でも意見や会派が違う中、よく議員がまとまって実施していると感心しています。</p> <p>「市民と議会の集い」については、今の状態が後退しないことを望んでいます。</p>
藤本委員長	<p>第9条について、ほかに意見等がなければ、第10条「議員の責務」に移ります。</p> <p>検討資料1の8ページ。参考資料1「条文と解説」は10ページについては、令和3年9月に提出された検討委員会からの提言を踏まえて、【解説】が改訂されています。</p> <p>別添資料1-9、1-10も踏まえて、意見等ありますか。</p>
小内委員	<p>別添資料1-9中、改訂後【解説】の下線部、「なお、この条例における信託とは、選挙によって市長及び議員が選ばれるということに限らず、信頼して任せることを意味しています。」の意味がよくわかりません。</p>
藤本委員長	<p>別添資料1-9の改訂後の【解説】が表現としてわかりにくいとの指摘と思います。</p> <p>前回(令和2年度)の検討委員会において、自治基本条例第2条では、「市民」を広く捉え、選挙権がない人も「市民」と定義している一方、第10条(議員の責務)の「市民の信託」、第11条(市長の役割と責務)の「市民からの信託」という規定は、選挙によって選ばれることを意味することから、第2条の定義と第10条及び第11条で規定する「市民」の意味が異なるのではないかとの議論になりました。</p> <p>この議論を経て、令和3年9月の提言では、「信託」という言葉を選挙によって選ばれることに限らず、信頼して任せるという広い定義で捉えるという理解に至りました。</p> <p>こうした、議論・提言を踏まえ、別添資料1-9のとおり「条文と解説」の改定を行ったものです。</p> <p>改訂の意図がうまく伝わっているか難しいところですが、そのような経過となっています。</p>
小内委員	<p>自治基本条例の「市民」の定義が広いため、「信託」についても広い定義に解説しているということですね。</p>
藤本委員長	<p>前回(令和2年度)の検討委員会では、「信託」について、「市民」の定義を狭めて選挙権を有する人とすると、条例の趣旨からはずれていきますし、市長・議員の条項で「信託」を用いると、「選挙で選ばれたこと」を指すと解釈できるため、「信託」の意味が混在することが論点となりました。</p> <p>議論を受けて、一步工夫した【解説】ですが、今回(令和6年度の検討委員会において)指摘があったことを踏まえると、これで十分な表現でわかりやすいか、反省が必要かもしれません。</p> <p>本間委員、「信託」に関して意見がありますか。</p>
本間委員	<p>今のやり取りを聞いて、別添資料1-9の「信託」に関する【解説】の意図が理解できましたが、「選挙によって市長及び議員が選ばれる」という文章からは、市長・議員が主体なのか、選ぶ側にとっての「信託」なのかがわかりにくいと思います。</p> <p>別添資料1-9【解説】の下線部の後半は、信頼して任せることで「信託」という言葉の説明になっていると思いますが、前半の「市長及び議員が選ばれる」という表現は、「信託」ではなく、選挙の説明になっていると思います。</p> <p>一つの文章の中に、市民が主語の言葉(信託)と市長・議員が主語の言葉(選挙)が混在していることに限らず、説明の対象も「信託」と「選挙」が混在していると思います。</p>

藤本委員長	<p>前回(令和2年度)の検討委員会では、「市民」の捉え方の幅についても議論になりましたし、また、「信託」という用語についても、選挙で市長に行政を任せるといった狭い意味で捉えるのか、あるいは、信託銀行に自分の財産を任せる「信託」のように、広く信頼して任せるといった意味の日常用語として捉えるのかということについて、議論が交わされました。</p> <p>「市民」と「信託」については、はっきり、わかりやすくさせる必要があると感じます。</p> <p>また、本間委員の意見のとおり、「市長及び議員が選ばれる」にするのか、市民が主語で、「選挙によって市民が市長及び議員を選ぶことに限らず」という書き換えをするのかという視点もあります。</p> <p>この点については、市民を主語にした方が、市民が主役というニュアンスが伝わりやすいのではないかと思います。</p>
小内委員	<p>18歳未満の市民もいるわけですから、例えば、選挙権の有無に関わらずという表現を入れてみてはどうですか。</p>
藤本委員長	<p>18歳未満の高校生に選挙権はありませんが、江別市に住んでいる、あるいは、江別市内の高校に通っている高校生も「市民」です。</p> <p>選挙権に関わらずという言葉を用いることで、伝えようとしていることが伝わるでしょうか。</p> <p>副委員長はどう考えますか。</p>
星副委員長	<p>自分が投票していない市長及び議員が、江別市の市長及び議員に当選する場合もあり、その人たちに信頼をして任せることも含まれると思います。</p> <p>このことも考えると、余計にどう表現するのが良いのか難しく感じます。</p>
藤本委員長	<p>自分が投票していない市長や議員を「信託」しているかどうかという意見は、前回(令和2年度の検討委員会)の議論でもありました。</p> <p>この時は、「結果として市長や議員に当選した方に、信頼して任せないとならない」という意見があったと記憶しています。</p> <p>「信託」については、幅広く捉えることが基本と思いますが、市長や議員に関する条項では、選挙に関わるので、どうしても引っ掛かってしまうというのが前回(令和2年度の検討委員会)の論点でした。</p> <p>伝わりやすく、しかも広い定義で、市長や議員に関する条文に齟齬が生じない表現を見つけていく必要があると思います。</p>
中井委員	<p>別添資料1-9の改訂後の【解説】中の下線部を整理すれば、わかりやすくなると思います。</p> <p>「信託とは、選挙によって選ばれる市長及び議員にかぎらず、市民が信頼して任せることを意味しています。」としてはどうでしょうか。</p>
星副委員長	<p>提案ですが、本日の議論を踏まえて、事務局から複数の案を提示してもらい、その案を基に、「信託」に関する【解説】を整理してはどうでしょうか。</p>
藤本委員長	<p>別添資料1-9における改訂後の【解説】は、第10条だけでなく、第1条にも関連しますので、双方で誤解が生じないようにする必要がありますと考えます。</p> <p>もしかしたら、「選ぶ」「選ばれる」や「市長」「議員」という言葉を除くほうがいいのか。</p> <p>あるいは、「選挙に因らず」とか、「選挙に関わらず、信頼して任せる」のように、少し言葉を減らすと引っ掛かりが減るかもしれませんので、私と事務局で案を検討したい</p>

	<p>と思います。 以上で、第10条の検討は、一旦、終了とします。</p> <p>(同意)</p>
藤本委員長	<p>本日の審議は、第12条までの予定でしたが、先に進むと予定時間を大幅に超過しそうなので、差し支えなければ、本日は第3章第10条までとし、第3回は、第4章第11条から検討したいと考えます。</p> <p>(異議なし)</p>
藤本委員長	<p>次第3「その他」について、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>日程についてお知らせします。次回の第3回自治基本条例検討委員会は、8月27日(火)に市民会館32号で開催します。お手数ですが、8月23日(金)までに出席のご連絡をお願いします。</p>
藤本委員長	<p>その他、何かありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>以上で、第2回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。</p>

以上